

社会福祉施設等における

新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト

1 主旨

本チェックリストは厚生労働省通知に基づき、社会福祉施設等運営法人が新型コロナウイルスに係る各項目について、施設等内での実施状況を確認することで、新型コロナウイルスの感染及びまん延を防止すること等を目的に策定しました。

2 実施者

本チェックリストの実施者は、高齢者、障がい児者を対象とする以下の事業を行う社会福祉施設等の運営法人とします。

通所系 : 通所介護、通所リハビリテーション、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

短期入所 : 短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期入所

入所系 : 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、老人福祉センター、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、障害者支援施設、障害児入所施設

居住系 : 共同生活援助、特定施設入居者生活介護

訪問系 : 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

その他 : 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

※介護保険サービスは介護予防サービスを含む

3 記載要領

- ・「共通項目」及び該当サービスについて内容を確認し、内容を実施できていればチェック欄に「✓」（チェックマーク）を記入してください。
- ・該当サービスのチェックリストがない場合は、「共通項目」のみ確認してください。
- ・項目の事案がない場合についても、「事案があった場合」と仮定して内容を確認してください。
- ・実施できていない場合は早急の実施し、感染及びまん延の防止に努めてください。

【共通項目】

対象サービス	確認項目	チェック欄 ☑
共通	<p>○感染症対策の再徹底に関すること</p> <p>① 社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取り組みの再徹底を行っているか。</p> <p>② 職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取り組みを職員が連携し進めているか。</p> <p>③ 感染者が発生した場合の積極的疫学調査への円滑な協力のため、病状出現2日前からの接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近2週間の勤務表、施設内に出入りした者等の記録を準備しているか。</p> <p>④ 厚生労働省で開発を進め令和2年6月19日付でリリースされた「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA:COVID-19 Contact-Confirming Application)」について、本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されており、下記URLに掲載されている資料も参考にしつつ、本アプリの活用について、職員に周知を行っているか。面会者、業者等の施設内に出入りする者にも周知を行うことが望ましい。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html</p>	
共通	<p>○予防に関すること</p> <p>① マスク着用を含む咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）が行われているか。</p> <p>② 手洗い、アルコール消毒等が行われているか。</p> <p>③ 居室や共有スペースなどの部屋のこまめな換気を行っているか。なお、換気の際は衣服等の温度調節に配慮すること。</p> <p>④ トイレのドアノブや取手、パソコン、エレベーターのボタンなど複数の職員等が共有するものについて、定期的に消毒用エタノール等で清拭し、消毒を行っているか。</p> <p>⑤ ①～④については施設職員、利用者のみならず、面会者、委託業者等の職員等と接触する可能性があると考えられる者を含めて、対策が徹底されているか。</p> <p>⑥ 職員においては、職場はもとより、職場外でも「三つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）が同時に重なる場を徹底して避けているか。</p> <p>⑦ 職員等においては、日常生活及び職場において、人混みや近距離で</p>	

対象サー ビス	確認項目	チェック欄 ☑
	<p>の会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けているか。</p>	
	<p>⑧ 職員等においては、飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けているか。また家族以外の多人数での会食を避けているか。</p>	
	<p>⑨ 出張による従業員の移動を減らすため、テレビ会議の活用等に対応しているか。</p>	
	<p>⑩ 感染の予防については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚労省）P. 8（飛沫感染対策）、 P. 12（接触感染対策） ・「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」（厚労省）P. 4（感染経路の遮断） ・「介護現場における感染対策の手引き」（厚労省） <p>を参考にしているか。</p>	
共通	<p>○「新しい生活様式」等を踏まえた感染対策</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」や「人との接触を8割減らす、10のポイント」も踏まえて職員等において感染対策を行っているか。</p> <p>※参考「新しい生活様式の実践例」 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000629000.pdf 「人との接触を8割減らす、10のポイント」 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000624642.pdf</p> <p>【新しい生活様式の実践例】（抜粋）</p> <p>（1）一人ひとりの基本的感染対策</p> <p>① 日々の暮らしの感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出は、マスクを着用する。遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。 ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。 ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。 ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。 ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。 <p>※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。</p>	

対象サービス	確認項目	チェック欄 ☑
	② 移動に関する感染対策 <ul style="list-style-type: none"> ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。 ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。 ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしたり、スマホの移動履歴をオンにする。 ・地域の感染状況に注意する。 	
	(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>まめに手洗い・手指消毒 <input type="checkbox"/>咳エチケットの徹底 <input type="checkbox"/>こまめに換気 <input type="checkbox"/>身体的距離の確保 <input type="checkbox"/>「3密」の回避（密集、密接、密閉） <input type="checkbox"/>毎朝家族で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養 <input type="checkbox"/>屋内や会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用 	
共通	○施設内の感染拡大につながる要因となるリスクへの対応 <p>大規模な施設内感染の発生事例を踏まえ、施設内の感染拡大につながる要因となる下記の事例（①～⑦）に該当がないか（リスクを想定した対応、行動ができていないか）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「発症前でも感染させたり、発症しても軽症者が多い特性もあり、感染に気が付かなかった」という感染リスクを想定した感染防止対策が徹底できているか。（※マスク着用、手洗いの徹底等） ② 「更衣室（ロッカー室）を使用する時間帯が重複し、他のスタッフと接触する機会が多い」という事例はないか。 ③ 「狭い休憩室で他のスタッフと一緒に休憩をしている」という事例はないか。 ④ 「同じパソコン、マウス、プリンター等を多くのスタッフが共同で使用している」という事例はないか。 ⑤ 「スタッフの少ない夜勤帯に複数名の患者や入居者の受け入れを行い、手指消毒がおろそかになってしまった」という事例はないか。 ⑥ 「意思疎通が困難な患者や入居者の誤飲を防ぐため手指消毒剤等の設置ができず、手指消毒の機会が減ってしまった」という事例はないか。 ⑦ 「職員が体調不良であるにもかかわらず、勤務を続けざるを得ない場合があった」という事例はないか。 	
共通	○発熱等症状があった場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控えているか。 	

対象サービス	確認項目	チェック欄 ☑
	<p>② 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しているか。(出勤前は毎日体温測定のこと)</p>	
	<p>③ 以下のいずれかに該当する場合は、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に相談しているか。</p> <p>☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</p> <p>☆ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合</p> <p>(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方</p> <p>☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。)</p> <p>【発熱等の症状がある場合の相談・受診方法について】</p> <p>岐阜県ホームページー新型コロナウイルス感染症に関する情報ー発熱等の症状がある場合の相談・受診方法</p> <p>https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/25920.html</p> <p>※別添のとおり</p>	
	<p>④・(妊婦の方) 妊婦の方は、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に相談しているか。</p> <p>・(お子様をお持ちの方) 小児については、小児科医による診察が望ましく、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等やかかりつけ小児医療機関に相談しているか。</p>	
共通	<p>○情報収集</p> <p>① 新型コロナウイルスに関する最新かつ正確な情報を厚生労働省HPや、保健所等の関係機関との連携により収集しているか。</p> <p>② ①で収集した情報を職員に提供するとともに、必要に応じ、保護者、子ども、障がい者及び高齢者、並びにこれらの家族に対する情報提供や相談対応に努めているか。</p> <p>③ 職員等に対し、現在の知見下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、職員等の人権に十分配慮しているか。</p>	

対象サー ビス	確認項目	チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/>
共通	○県への報告	
	① 新型コロナウイルスの感染者が1名でも発生した場合は、「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル（平成31年4月1日制定）」に基づき、「食中毒、感染症患者（疑いを含む）発生報告書（様式1）」により、県等（保健所、県事務所福祉課等、市町村）へ速やかに報告しているか。	
	② ①の報告以降は、事業所等は最新事項（様式1及び「食中毒、感染症等患者発生時における経過記録表（様式3）」等による。）を県等へ毎日状況報告しているか。	

【通所系・短期入所】

対象サービス	確認項目	チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/>
通所系・短期入所	○職員について	
	① 職員（※2）については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱等の風邪症状が見られる場合には、出勤を行わないことを徹底しているか。（過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。） ※2 ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等を含むものとする。	
	② ①に該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めているか。	
	③ ①が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意しているか。	
	④ 症状がない場合であっても利用者と接する場合はマスクを着用しているか。	
	⑤ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保っているか。	
通所系・短期入所	○職員、利用者以外について	
	① 委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行っているか。また、施設内に立ち入る場合については体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断っているか。	
通所系・短期入所	○利用者のケア実施について	
	<p data-bbox="384 1688 624 1722">(1) 基本的な事項</p> <p data-bbox="371 1738 1275 1865">「三つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けて、以下に留意してケア等を実施しているか。</p> <ul data-bbox="408 1883 1275 2056" style="list-style-type: none"> ・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。 ・定期的に換気を行う。 ・利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。 	

対象サービス	確認項目	チェック欄 ☑
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用する。 ・ 清掃を徹底し、共有物（手すり等）は必要に応じて消毒を行う。 ・ 職員、利用者ともに手指衛生の励行を徹底する。 	
	(2) 送迎時の対応	
	① 社会福祉施設等の送迎に当たっては、乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断っているか。	
	① 過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとしているか。	
	③ ②の状況が解消した場合であっても、引き続き利用者の健康状態に留意しているか。	
	④ 送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行っているか。	
	<p>⑤ 発熱により利用を断った者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に情報提供を行っているか。</p> <p>また、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供（※3）を検討しているか。</p> <p>※3 訪問介護等の職員については、「訪問系」に記載の項目を遵守すること。</p>	
	⑥ 県や市町村（衛生主管部局を含む）、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で、居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるよう努めているか。	
	(3) リハビリテーション等の実施の際の留意点	
	一定のリハビリテーション又は機能訓練や活動は重要であるが、感染拡大防止の観点から、「三つの密」を避ける取組みを踏まえて行っているか。	
	(4) 面会・外出	
	面会、外出に関しては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行っているか。	
通所系・短期入所	○新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の対応	
	① 社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談し、以下の取組	

対象サー ビス	確認項目	チェック欄 ☑
	<p>を徹底しているか。</p> <p>なお、特段の記載（破線四角囲いの中で記載しているもの。）がない限り、新型コロナウイルス感染が疑われる者※が発生した場合も同様の取扱いとする。その際、以下の記載のうち「濃厚接触者」は「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」と読み替えるものとする。</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、以下のいずれかに該当し、医師が個別に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者をいう。</p> <p>☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</p> <p>☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合</p> <p>（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦である方</p> <p>☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。）</p>	
	<p>② 利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、速やかに管理者への報告を行い、当該事業所内の情報共有を行うとともに、指定権者（当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。以下同様。）及び当該利用者の家族等に報告を行っているか。</p> <p>また、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行っているか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けているか。また、速やかに管理者への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者及び当該利用者の家族等に報告を行っているか。</p> </div>	
	<p>③ 新型コロナウイルス感染者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭しているか。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させているか。 	

対象サー ビス	確認項目	チェック欄 ☑
	<p>(なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭しているか。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させているか。 ・保健所の指示がある場合は、その指示に従っているか。 	
	<p>④ 感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力しているか。その際、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行っているか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者等を特定しているか。</p> <p>濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者 ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者 ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者 ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と15分以上の接触があった者 <p>特定した利用者については、居宅介護支援事業所等に報告を行う。</p> </div>	
	<p>⑤ 感染者については、以下の対応を行っているか。</p> <p>ア 職員の場合の対応</p> <p>職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体の判断に従っているか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>感染が疑われる職員については、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けているか。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談しているか。</p> </div>	

対象サービス	確認項目	チェック欄 ☑
	<p>イ 利用者の場合の対応</p> <p>利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院することとなること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>感染が疑われる利用者については、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けているか。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談しているか。</p> </div>	
	<p>⑥ 濃厚接触者については、保健所と相談の上、以下の対応を行っているか。</p> <p>ア 職員の場合の対応</p> <p>保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従っているか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>なお、濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。また、発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応しているか。</p> </div> <p>イ 利用者の場合の対応</p> <p>保健所により濃厚接触者とされた利用者については、以下の対応を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。 ・居宅介護支援事業所等は保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保しているか。 ・なお、短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行っているか。 	

【入所系・居住系】

対象サービス	確認項目	チェック欄 ☑
入所系・居住系	○職員について	
	① 職員（※4）については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱等の風邪症状が見られる場合には、出勤を行わないことを徹底しているか。（過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。） ※4 ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等を含むものとする。	
	② ①に該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めているか。	
	③ ①が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意しているか。	
	④ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めているか。	
	⑤ 無症候又は症状の明確でない者から感染が広がる可能性があり、人と人との距離をとること（Social distancing:社会的距離）、外出の際の常日頃からのマスク着用、咳エチケット、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、地域における状況（緊急事態宣言が出されているか否かや、居住する自治体の情報を参考にすること）も踏まえて、予防に取り組んでいるか。	
	⑥ 症状がない場合であっても利用者と接する場合はマスクを着用しているか。	
	⑦ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保っているか。	
	⑧ 入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めているか。	
入所系・居住系	○面会について	
	① 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討しているか。 ② 具体的には、地域における発生状況や県等が示す対策の方針等を踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等を考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断しているか。	

対象サー ビス	確認項目	チェック欄 ☑
	③ 面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会の実施を検討しているか。	
	④ 入所者や面会者がワクチンを接種していないことを理由に不当な扱いを受けることがないように留意し、ワクチンを接種していない入所者や面会者も交流が図れるよう検討しているか。	
	⑤ 対面での面会を制限せざるを得ない場合には、「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）、「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等も参考に、引き続きオンラインでの実施を検討しているか。	
	⑥ 面会を実施する場合は、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合であっても、⑨～⑲に記載の感染防止対策を行った上で実施しているか。	
	⑦ 面会の実施方法については、各施設において取り決めた上で、入所者や家族等に対して丁寧に説明し、理解を得られるように努めているか。	
	⑧ 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族のQOLを考慮して、対応を検討しているか。	
	⑨ 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合については面会を断っているか。	
	⑩ 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断っているか。	
	⑪ 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しているか。また、面会者が面会后、一定期間（少なくとも2日）以内に、発症もしくは感染していたことが明らかになった場合には、施設にも連絡をするよう面会者に依頼しているか。	
	⑫ 面会者は原則として以下の条件を満たす者としているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・感染者との濃厚接触者でないこと ・同居家族や身近な方に、発熱等の感染症が疑われる症状がないこと ・過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと ・過去2週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がないこと ・過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と 	

対象サービス	確認項目	チェック欄 ☑
	<p>されている国・地域等への渡航歴がないこと</p> <p>・人数を必要最小限とすること</p>	
	<p>⑬ 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めているか。</p>	
	<p>⑭ 一定の距離を確保するなど、面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮しているか。</p>	
	<p>⑮ 面会時には、換気を十分に行っているか。</p>	
	<p>⑯ 面会場所での飲食は可能な限り控えているか。大声での会話は控えているか。</p>	
	<p>⑰ 面会者は、施設内のトイレの使用を必要最小限としているか。</p>	
	<p>⑱ 面会後は、使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行っているか。</p>	
	<p>⑲ ワクチン接種後にも新型コロナウイルスに感染することがあることや、検査結果が陰性でも感染している可能性を否定しているものではないことを踏まえ、ワクチン接種者も含め、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を引き続き徹底するとともに、各施設においては、引き続きクラスターの発生に対する警戒を怠っていないか。</p>	
入所系・ 居住系	○委託業者等について	
	<p>① 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行っているか。また、施設内に立ち入る場合については体温を計測してもらい、発熱や咳などの呼吸器症状等が認められる場合には立ち入りを断っているか。</p>	
	<p>② 委託業者等が施設内に立ち入る場合は、マスク着用と手指消毒を実施しているか。</p>	
	<p>③ 委託業者等で施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しているか。</p>	
入所系・ 居住系	○利用者について	
	<p>① 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意しているか。</p>	
	<p>② 無症候又は症状の明確でない者から感染が広がる可能性があり、人と人との距離をとること（Social distancing:社会的距離）、外出の際の常日頃からのマスク着用、咳エチケット、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、地域における状況（緊急事態宣言が出されているか否かや、居住する自</p>	

対象サービス	確認項目	チェック欄 ☑
	<p>治体の情報を参考にすること)も踏まえて、予防に取り組んでいるか。</p> <p>③ 利用者の外出、外泊を制限する等の対応に留意しているか。</p> <p>④ 入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意しているか。</p> <p>⑤ 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、入所者、家族のQOLを考慮して、対応を検討しているか。なお、外出の際は、基本的な感染対策を徹底しているか。</p>	
入所系・居住系	<p>○リハビリテーション等の実施の際の留意点</p> <p>一定のリハビリテーション又は機能訓練や活動は重要であるが、「三つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があることから、共有スペースでの実施の際に以下に留意しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施に当たっては、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。 ・定期的に換気を行う。 ・利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。 ・声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用する。 ・清掃を徹底し、共有物（手すり等）は必要に応じて消毒を行う。 ・職員、利用者ともに手指衛生の励行を徹底する。 	
入所系・居住系	<p>○新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の対応</p> <p>① 社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談し、以下の取組を徹底しているか。</p> <p>なお、特段の記載（破線四角囲いの中で記載しているもの。）がない限り、新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合も同様の取扱いとする。その際、以下の記載のうち「濃厚接触者」は「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」と読み替えるものとする。</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、以下のいずれかに該当し、医師が個別に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者をいう。</p> <p>☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状の</p>	

対象サー ビス	確認項目	チェック欄 ☑
	<p>いずれかがある場合</p> <p>☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合</p> <p>（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦である方</p> <p>☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。）</p>	
	<p>② 利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者（当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。以下同様。）及び当該利用者の家族等に報告を行っているか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けているか。速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者及び当該利用者の家族等に報告を行っているか。</p> </div>	
	<p>③ 新型コロナウイルス感染者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭しているか。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させているか。 （なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと） ・トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭しているか。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させているか。 ・保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。 	
	<p>④ 感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力しているか。その際、可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報の提供等を行っているか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者等を特定しているか。</p> </div>	

対象サービス	確認項目	チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/>
	<p>濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者 ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者 ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者 ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と15分以上の接触があった者 	
	<p>⑤ 感染者等については、以下の対応を行っているか。</p> <p>ア 職員の場合の対応</p> <p>職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体の判断に従うこととなる※。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>感染が疑われる職員については、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けているか。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談しているか。</p> </div> <p>イ 利用者の場合の対応</p> <p>利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、高齢者や基礎疾患を有する者等である場合には原則入院することとなるが、それ以外の者については症状等によっては自治体の判断に従うこととなる※。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>感染が疑われる利用者については、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けているか。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談しているか。</p> </div> <p>※ 「新型コロナウイルス感染症の軽度者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、地域での感染拡大の状況によっては、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方には自宅での安静・療養を原則としつつ、高齢者や基礎疾患を有する者等への家庭内感染のおそれがある場合等には、入院措置を行うものとする旨が示されている。</p>	

対象サー ビス	確認項目	チェック欄 ☑
	<p>⑥ 濃厚接触者等については、保健所と相談の上、以下の対応を行っているか。</p> <p>なお、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしており、以下の対応は感染者との最終接触から14日間行うことが基本となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従うこと。</p> <p>ア 職員の場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従っているか。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>なお、濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。また、発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。</p> </div> <p>イ 利用者の場合の対応</p> <p>保健所により濃厚接触者とされた利用者については、以下の対応を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該利用者については、原則として個室に移動しているか。 ・有症状となった場合は、速やかに別室に移動しているか。 ・個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室としているか。 ・個室管理ができない場合は、濃厚接触者にマスクの着用を求めた上で、「ベッドの間隔を2m以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施しているか。 ・濃厚接触者が部屋を出る場合はマスクを着用し、手洗い、アルコール消毒による手指衛生を徹底しているか。 ・当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行っているか。 ・職員のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行っているか。 ・当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行っているか。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施しているか。 ・職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン、ガウン等を着用して 	

対象サービス	確認項目	チェック欄 ☑
	<p>いるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用としているか。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行っているか。 ・ケアの開始時と終了時に、(液体) 石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施しているか。手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意しているか。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本としているか。 ・濃厚接触者のうち有症状者については、リハビリテーション等は実施しないこと。なお、無症状者については、利用者は手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底し、職員は適切な感染防護を行った上で、個室又はベッドサイドにおける実施も可能。 <p><個別のケア等の実施に当たっての留意点></p> <p>濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意しているか。</p> <p>(i) 食事の介助等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事介助は、原則として個室で行っているか。 ・食事前に利用者に対し、(液体) 石けんと流水による手洗い等を実施しているか。 ・食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用しているか。 ・まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄しているか。 <p>(ii) 排泄の介助等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用するトイレの空間は分けているか。 ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用しているか。 ・使用済みおむつ等の廃棄物の処理に当たっては感染防止対策を講じているか。 <p>※ ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。(使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。)</p> <p>(iii) 清潔・入浴の介助等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介助が必要な場合は、原則として清拭で対応しているか。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機(80℃10分間)で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行って 	

対象サー ビス	確認項目	チェック欄 ☑
	<p>いるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよいが、その際も、必要な清掃等を行っているか。 <p>(iv) リネン・衣類の洗濯等</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者とは必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機（80℃10分間）で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行っているか。 当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のごみの処理は、ビニール袋に入れるなど感染防止対策を講じているか。（注） <p>（注）社会福祉施設等のうち介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、助産施設等廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）別表第1の4の項の中欄に掲げる施設に該当する施設において生じた使用済みおむつ及びティッシュ等については感染性廃棄物として処理を行うこと。</p> <p>それ以外の施設において生じた廃棄物は、感染性廃棄物には当たらないが、当該施設内や廃棄物処理業者の従業員への感染防止の観点から、ごみに直接接触れない、ごみ袋等に入れて封をして排出する、捨てた後は手を洗う等の感染防止策を実施するなどして適切な処理を行うこと。</p> <p>詳細は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル1」（平成30年3月）及び「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン2」（令和2年9月）を参照のこと。</p> <p>1 http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen_manuall.pdf 2 http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf</p>	

【訪問系】

対象サービス	確認項目	チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/>
訪問系	<p>○職員について</p> <p>① 職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱等の風邪症状が見られる場合には、出勤を行わないことを徹底しているか。(過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。)</p> <p>② ①に該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めているか。</p> <p>③ ①が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意しているか。</p> <p>④ ①に該当する職員については、「共通項目」の「○発熱等症状があった場合」を踏まえ、適切な相談及び受診を行っているか。</p> <p>⑤ 症状がない場合であっても利用者と接する場合はマスクを着用しているか。</p> <p>⑥ 入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、管理者は、すみやかに市町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に対して指示を求めているか。</p>	
訪問系	<p>○利用者へのサービス提供について</p> <p>① サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が利用者の体温を計測しているか。</p> <p>② ①で発熱が認められる場合については、「共通項目」の「○発熱等症状があった場合」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促しているか。</p> <p>③ ①で発熱が認められる場合、事業者等は地域の保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続しているか。</p> <p>④ ①で発熱が認められる場合、サービス提供を行う者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行っているか。</p> <p>⑤ ①で発熱が認められる場合、サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行っているか。</p> <p>⑥ ①で発熱が認められる場合、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行っているか。</p>	

対象サービス	確認項目	チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/>
訪問系	<p>○外出について</p> <p>① 訪問介護については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成 12 年 3 月 17 日付老計第 10 号）において、通院・外出介助 ・「適切な訪問介護サービス等の提供について」（平成 21 年 7 月 24 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）において、訪問介護員等の散歩の同行 <p>が訪問介護費の支給対象となりうる旨が示されているところ。</p> <p>② 訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行について制限する必要はないが、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意しているか。</p> <p>③ 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族の QOL を考慮して、対応を検討しているか。なお、外出の際は、基本的な感染対策を徹底しているか。</p>	
訪問系	<p>○新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合</p> <p>① 社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談し、以下の取組を徹底しているか。</p> <p>なお、特段の記載（破線四角囲いの中で記載しているもの。）がない限り、新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合も同様の取扱いとする。その際、以下の記載のうち「濃厚接触者」は「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」と読み替えるものとする。</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、以下のいずれかに該当し、医師が個別に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者をいう。</p> <p>☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</p> <p>☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合</p> <p>（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦である方</p> <p>☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合</p>	

対象サー ビス	確認項目	チェック欄 ☑
	(症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。)	
	<p>② 利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該事業所等は、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者（当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。以下同様。）への報告を行っているか。また、当該利用者の家族等、主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行っているか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けているか。また、速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者及び当該利用者の家族等に報告を行っているか。</p> </div>	
	<p>③ 感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力しているか。その際、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行っているか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員を特定しているか。濃厚接触が疑われる職員については、以下を参考に特定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者 ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を看護若しくは介護していた者 ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者 ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と15分以上の接触があった者 </div>	

対象サービス	確認項目	チェック欄 ☑
	<p>④ 感染者については、以下の対応を行っているか。</p> <p>ア 職員の場合の対応</p> <p>職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体の判断に従っているか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>感染が疑われる職員については、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けているか。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談しているか。</p> </div> <p>イ 利用者の場合の対応</p> <p>利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院することとなること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>感染が疑われる利用者については、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けているか。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談しているか。</p> </div>	
	<p>⑤ 濃厚接触者については、保健所と相談の上、以下の対応を行っているか。なお、濃厚接触者については 14 日間にわたり健康状態を観察することとしており、以下の対応は感染者との最終接触から 14 日間行うことが基本となるが、詳細な期間については保健所の指示に従っているか。</p> <p>ア 職員の場合の対応</p> <p>保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従っているか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。</p> </div> <p>イ 利用者の場合の対応</p> <p>保健所により濃厚接触者とされた利用者については、居宅介護支援事業所等が、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保しているか。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討しているか。</p>	

対象サービス	確認項目	チェック欄 ☑
	<p>検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行っているか。 ・ サービスの提供に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底しているか。具体的には、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。 	
○濃厚接触者へのサービス提供にあたっての留意点		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤を控えているか。 ・ 濃厚接触者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行っているか。 ・ 訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行っているか。やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫しているか。 ・ 訪問時には、換気を徹底しているか。 ・ ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用しているか。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン、ガウン等を着用しているか。 ・ 体温計等の器具については、消毒用体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行っているか。 ・ サービス提供開始時と終了時に、(液体)石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施しているか。手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意しているか。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。 	
○濃厚接触者への個別のケア等の実施にあたっての留意点		
	<p>濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意すること。</p> <p>(i) 食事の介助等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実 	

対象サー ビス	確認項目	チェック欄 ☑
	<p>施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を行っているか。 ・食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行っているか。 <p>(ii) 排泄の介助等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用しているか。 <p>(iii) 清潔・入浴の介助等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応しているか。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させているか。 <p>(iv) 環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭しているか。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させているか。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。 ・トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行っているか。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05％）で清拭後、水拭きし、乾燥させているか。 ・保健所の指示がある場合はその指示に従っているか。 	

【参考】

令和2年10月15日事務連絡（「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）別紙における面会及び外出に係る記載と今回の事務連絡での変更点

1. 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における面会及び外出の留意点

（傍線の部分は変更部分）

今回の事務連絡	令和2年10月15日事務連絡
<p>（面会）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、<u>可能な限り安全に実施できる方法</u>を検討すること。○ 具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえ<u>るとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断すること。</u>○ <u>面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会の実施を検討すること。</u>○ <u>なお、入所者や面会者がワクチンを接種していないことを理由に不当な扱いを受けることがないように留意し、ワクチンを接種していない入所者や面会者も交流が図れるよう検討すること。</u>○ <u>対面での面会を制限せざるを得ない場合には、「高齢者施設等にお</u>	<p>（面会）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、<u>緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応</u>を検討すること。○ 具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえ、<u>管理者が制限の程度を判断すること。</u>○ <u>一部の施設においてはオンライン面会を実施しており、「高齢者施</u>

けるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)、「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)等も参考に、引き続きオンラインでの実施を検討すること。

- 面会を実施する場合は、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合であっても、以下に記載の感染防止対策を行った上で実施すべきであること。
- 面会の実施方法については、各施設において取り決めた上で、入所者や家族等に対して丁寧に説明し、理解を得られるように努めること。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族のQOLを考慮して、対応を検討すること。

(面会を実施する場合の感染防止対策)

- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこ

設等におけるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡)、「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)等も参考に引き続きオンラインでの実施を考慮すること。

- 地域における発生状況等を踏まえ面会を実施する場合は、以下の留意事項も踏まえ感染防止対策を行った上で実施すべきであること。

(面会を実施する場合の留意事項)

- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこ

と。また、面会者が面会后、一定期間（少なくとも2日）以内に、発症もしくは感染していたことが明らかになった場合には、施設にも連絡をするよう面会者に依頼すること。

- 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
 - ・ 濃厚接触者でないこと
 - ・ 同居家族や身近な方に、発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
 - ・ 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
 - ・ 過去2週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
 - ・ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
 - ・ 人数を必要最小限とすること。
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- 一定の距離を確保するなど、面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- 面会時には、換気を十分に行うこと。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は、施設内のトイレの使用を必要最小限とすること。

と。

- 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
 - ・ 感染者との濃厚接触者でないこと
 - ・ 同居家族や身近な方に、発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと
 - ・ 過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
 - ・ 過去2週間以内に発熱等の症状がないこと
 - ・ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
 - ・ 人数を必要最小限とすること。
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- 面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- 寝たきりや看取り期以外の場合は居室での面会は避け、換気可能な別室で行うこと。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は施設内のトイレを極力使用しないようにすること。やむを得ず使用した場合はトイレのドアノブも含め清掃及び必要に応じ

- 面会後は、使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。
- ワクチン接種後にも新型コロナウイルスに感染することがあることや、検査結果が陰性でも感染している可能性を否定しているものではないことを踏まえ、ワクチン接種者も含め、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を引き続き徹底するとともに、各施設においては、引き続きクラスターの発生に対する警戒を怠らないこと。

(外出)

- 入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは制限すべきではなく、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。

て消毒を行うこと。

- 面会時間は必要最小限とし、1日あたりの面会回数を制限すること。
- 面会後は、必要に応じて面会者が使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。

(外出)

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更))(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)三(3)1)①において、外出の自粛が促される状況であっても、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされていることから、入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を

<p>○ <u>感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、入所者、家族の QOL を考慮して、対応を検討すること。なお、外出の際は、基本的な感染対策を徹底すること。</u></p>	<p>触らないように留意すること。</p> <p>○ <u>感染が流行している地域では、人との接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応を検討すべきである。</u></p>
--	---

2. 社会福祉施設等（通所・短期入所等のサービス）における面会及び外出の留意点

（傍線の部分は変更部分）

今回の事務連絡	令和2年10月15日事務連絡
<p>（面会、外出）</p> <p>○ 面会、外出に関しては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。</p>	<p>（面会、外出）</p> <p>○ 面会、外出に関しては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。</p>

3. 社会福祉施設等（居宅を訪問して行うサービス）における外出の留意点

（傍線の部分は変更部分）

今回の事務連絡	令和2年10月15日事務連絡
<p>（外出）</p> <p>○ 訪問介護については、</p>	<p>（外出）</p> <p>○ 訪問介護については、</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成 12 年 3 月 17 日付老計第 10 号）において、通院・外出介助 ・「適切な訪問介護サービス等の提供について」（平成 21 年 7 月 24 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）において、訪問介護員等の散歩の同行 が訪問介護費の支給対象となりうる旨お示ししているところ。 ○ 訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行について制限する必要はないが、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、<u>マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。</u> ○ <u>感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族の QOL を考慮して、対応を検討すること。なお、外出の際は、基本的な感染対策を徹底すること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成 12 年 3 月 17 日付老計第 10 号）において、通院・外出介助 ・「適切な訪問介護サービス等の提供について」（平成 21 年 7 月 24 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）において、訪問介護員等の散歩の同行 が訪問介護費の支給対象となりうる旨お示ししているところ。 ○ <u>基本的対処方針三（3）1）①において、外出の自粛が促される状況であっても、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされていることから、訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行について制限する必要はないが、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。</u> ○ <u>感染が流行している地域では、人との接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応を検討すべきである。</u>
--	---

事務連絡
令和3年11月24日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」(令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡。以下「令和2年10月15日事務連絡」という。)においてお示ししており、その中で、面会及び外出の実施にあたっての留意点もお示ししているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)が決定され、面会については、面会者からの感染を防ぐことと、利用者、家族のQOLを考慮することとし、具体的には、地域における発生状況等も踏まえるとともに、利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること、との方針が示されました。また、外出については、感染が流行している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族のQOLを考慮して利用者の外出についての対応を検討すること、との方針が示されました。

これを踏まえ、令和2年10月15日事務連絡にてお示ししていた社会福祉施設等での面会及び外出の実施にあたっての留意点を見直し、記のとおりとしま

すので、管内の施設・事業所に対しての周知をお願いします。

なお、現在、以下のとおり、各施設類型に応じた感染対策の手引き等をお示ししています。このため、令和2年10月15日事務連絡については廃止することとします。今後、社会福祉施設等に共通した感染防止対策の留意点については、以下の各手引き等や関連の事務連絡を参照いただくようお願いします。

また、「高齢者施設等における面会に係る事例集及び留意事項等の再周知について」(令和3年7月19日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)についても廃止します。

また、医療施設等における面会の実施については、「医療施設等における感染拡大防止に留意した面会の事例について」(令和3年11月24日付厚生労働省医政局地域医療計画課ほか連名事務連絡)を参照いただくようお願いします。

【各施設類型における感染対策の手引き等】

- ・「介護現場における感染対策の手引き」、「介護職員のための感染対策マニュアル」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)
- ・「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)
- ・「入所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する対策の手引き」(http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/child_welfare_facility/d06_pdf01.pdf)

記

1. 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における面会及び外出の留意点

（面会）

- 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討すること。
- 具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断すること。

- 面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会の実施を検討すること。
- なお、入所者や面会者がワクチンを接種していないことを理由に不当な扱いを受けることがないように留意し、ワクチンを接種していない入所者や面会者も交流が図れるよう検討すること。
- 対面での面会を制限せざるを得ない場合には、「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）、「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等も参考に、引き続きオンラインでの実施を検討すること。
- 面会を実施する場合は、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合であっても、以下に記載の感染防止対策を行った上で実施すべきであること。
- 面会の実施方法については、各施設において取り決めた上で、入所者や家族等に対して丁寧に説明し、理解を得られるように努めること。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族のQOLを考慮して、対応を検討すること。

（面会を実施する場合の感染防止対策）

- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。また、面会者が面会后、一定期間（少なくとも2日）以内に、発症もしくは感染していたことが明らかになった場合には、施設にも連絡をするよう面会者に依頼すること。
- 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
 - ・ 濃厚接触者でないこと
 - ・ 同居家族や身近な方に、発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
 - ・ 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
 - ・ 過去2週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
 - ・ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。

- ・ 人数を必要最小限とすること。
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- 一定の距離を確保するなど、面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- 面会時には、換気を十分に行うこと。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は、施設内のトイレの使用を必要最小限とすること。
- 面会後は、使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。
- ワクチン接種後にも新型コロナウイルスに感染することがあることや、検査結果が陰性でも感染している可能性を否定しているものではないことを踏まえ、ワクチン接種者も含め、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を引き続き徹底するとともに、各施設においては、引き続きクラスターの発生に対する警戒を怠らないこと。

(外出)

- 入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは制限すべきではなく、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、入所者、家族のQOLを考慮して、対応を検討すること。なお、外出の際は、基本的な感染対策を徹底すること。

2. 社会福祉施設等（通所・短期入所等のサービス）における面会及び外出の留意点

(面会、外出)

- 面会、外出に関しては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

3. 社会福祉施設等（居宅を訪問して行うサービス）における外出の留意点

(外出)

- 訪問介護については、
 - ・「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日付老計第10号）において、通院・外出介助

・「適切な訪問介護サービス等の提供について」（平成 21 年 7 月 24 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）において、訪問介護員等の散歩の同行が訪問介護費の支給対象となりうる旨お示ししているところ。

- 訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行について制限する必要はないが、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族の QOL を考慮して、対応を検討すること。なお、外出の際は、基本的な感染対策を徹底すること。